

東京都市計画高度利用地区の決定（目黒区決定）

都市計画高度利用地区を次のように決定する。

地 区 名			面 積	建築物の延べ 面積の敷地面 積に対する割 合の最高限度 注1)	建築物の建築 面積の敷地面 積に対する割 合の最高限度	建築物の延べ 面積の敷地面 積に対する割 合の最低限度 注2)	建築物の建築 面積の最低限 度	摘 要	備考
上 目 黒 二 丁 目 地 区	目黒区上目黒一丁目、 上目黒二丁目及び上目 黒三丁目各地内	A地区	約 ha 0.3	以下 50／10	以下 7 ／10	以上 20／10	m ² 以上 200	壁面の位置の制限 注3) 33m, 5 m, 2 m	新規決定
	目黒区上目黒二丁目及 び上目黒三丁目各地内	B地区	約 ha 0.9	以下 40／10	以下 7 ／10	以上 20／10	m ² 以上 200		
	合 計		約 ha 1.2						

注1)

但し、再開発地区計画区域内で、再開発地区整備計画が定められている区域については、建築基準法第68条第5第1項の規定により、特定行政庁が認めたものは、容積率の最高限度に関する制限は適用しない。

注2)

但し、再開発地区計画区域内で、再開発地区整備計画が定められている区域については、容積率の最低限度に関する制限は適用しない。

注3)

但し、地下駐車場等の用に供する地下車路出入口、地下駐輪場出入口部分及びバス・タクシー乗降のための上屋を除く。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示とおり」

理 由 上目黒二丁目地区再開発地区計画の決定及び上目黒二丁目地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため高度利用地区を決定する。